(厚生労働省)

制度名	中小企業等基盤強化税制(中小企業情報基盤強化税制)
税目(条文番号)	所得税、法人税 (租税特別措置法第 10 条の 4、第 42 条の 7、第 68 条の 12) (租税特別措置法施行令第 5 条の 6、第 27 条の 7、第 39 条の 42) (租税特別措置法施行規則第 5 条の 9、第 20 条の 3、第 22 条の 25)
見直しの内容	中小企業等基盤強化税制(中小企業情報基盤強化税制)について、 2年間の延長要望に当たり、対象設備の見直しを行う。 具体的には適用実績が僅少であり、今後も利用の拡大が見込まれない連携ソフトウェアについて対象から外すこととする。
_	平年度の増収見込額 +197 百万円 (制度自体の減収額) (▲31,900 百万円の内数)
廃止又は縮減の理由	連携ソフトウェアは、企業内・企業間の情報システムの連携を促進する上で有効であることから、平成 20 年度税制改正において情報基盤強化税制の対象に追加された設備。施行後、大企業を中心に税制を活用しての導入が進み、対象製品の市場も拡大基調にあった。ところが、平成 22 年度税制改正において、I Tによる経営の最適化の実現が遅れている中小企業のみを対象として引続き支援することなり、大企業に対しる税制支援は終了となった。また、中小企業に対して実施したアンケートにおいて、平成 20 年度又は 21 年度に税制を活用して連携ソフトウェアを導入した実績を確認したところ、利用件数・対象投資額に占める割合とも僅少であることが明らかになった。平成 20 年度:3件(実績)平成 21 年度:4件(実績)(平成 22 年7月 実施「情報基盤強化税制に関するアンケート」に1,700)これらの状況を勘案し、今後、中小企業において税制を活用して連携ソフトウェア導入がほぼ見込まれないことから、中小企業情報と監強化税制の延長要望に当たり、連携ソフトウェアについて対象設備から外すこととする。